

適正取引の推進に向けた自主行動計画

2026年3月25日

一般社団法人信号工業協会

はじめに

中小下請け事業者の利益を保護する施策として「下請代金支払遅延等防止法」(以下、下請法)が改正され、法律の名称も変更となり「製造委託に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律」、略称「中小受託取引適正化法」(以下、取適法)が2026年1月1日に施行された。法改正の目的は中小受託取引の公正化と中小受託事業者の利益保護の強化である。法改正の背景としては物価上昇を上回る賃上げの実現と取引を適正化し価格転嫁をさらに進めてゆくことである。

このことを実現するために一般社団法人信号工業協会は「適正取引の推進に向けた自主行動計画(以下、本行動計画)」を策定し、取適法で求められている11の禁止項目を遵守し取引を適正化することで、ひいては業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

取適法で規定されている禁止事項は以下の11項目である。

1. 受領拒否の禁止
2. 製造委託等代金の支払遅延の禁止
3. 製造委託等代金の減額の禁止
4. 返品 of 禁止
5. 買ったたきの禁止
6. 購入・利用強制の禁止
7. 報復措置の禁止
8. 有償支給材料等の対価の早期決済の禁止
9. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
10. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止
11. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

会員企業は本行動計画を踏まえた企業活動を行い、目的達成に向けて取り組むこととする。

1. 法律用語の改正について

下請法の改正に伴い以下の用語が変更となった。

- ◆ 下請法⇒取適法
- ◆ 下請事業者⇒中小受託事業者
- ◆ 親事業者⇒委託事業者
- ◆ 下請代金⇒製造委託等代金

2. 適切な価格交渉について

価格交渉については「一方的な代金決定の禁止」だけでなく取適法の「買ったたきの禁止」、すべての取引に適用される「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会 2023年11月29日、2026年1月1日改正）を遵守する必要がある。

具体的には価格交渉に応じる意思があることを定期的に委託事業者から中小受託事業者に伝える等の取り組みを実施し、中小受託事業者から協議を求められた場合には誠実に応じることや、更には「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業については当該宣言を遵守すること、などが挙げられる。

価格交渉については、委託事業者は合理的な算出方法に基づき中小受託事業者の適正な利益を含み賃金の引上げや労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるように中小受託事業者と十分に協議して決定することが求められる。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰などがあつた場合なども同様である。

特に長年価格が据え置かれている取引においては価格転嫁について協議が必要である。

価格交渉時の注意点としては、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を中小受託事業者に求める場合は公表資料（最低賃金上昇率、春闘の妥結額やその上昇率）に基づくものとし、これを合理的な根拠があるものとして尊重するとともに、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による

適正な価格設定を行うため、中小受託事業者からの要請額の妥当性の判断に反映させるように留意し、その他労務費の転嫁を求められたことを理由として取引を停止するなど不利益な取り扱いをしないことが重要である。

3. 型の管理（コスト負担）

従来から部品等の製造委託に関して長期間発注を行わない等の事情があるにも関わらずその製造等に用いる当該型等を、保管費用を支払わず中小受託事業者保管させることは「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」に該当するが一部具体的な事例が次のように明確化された。

- ◆ 金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わない場合
- ◆ 中小受託事業者が型等の廃棄や引き取り等を希望している場合
- ◆ 金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない場合
- ◆ 型等の再使用が想定されていない場合

以上の何れかに該当する場合、無償で保管させることは違法となるため注意が必要である。

4. 支払い条件（手形払い等の禁止）

取適法の改正に伴い 2026 年 1 月 1 日以降に発注する取引について委託事業者は支払い遅延に該当することとなるため手形払いを行ってはならないことが明確に定められた。また電子債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日、最長で発注した物品等を受領した日から起算して 60 日以内までに代金額相当の現金を得ることが困難なものは、支払い遅延に該当し違反となるため注意が必要である。

5. 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に上げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償提供を求めてはならない。

6. 働き方改革等に伴うしわ寄せ

委託事業者は自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反することの無いように十分配慮して取引を行うことが必要である。

また、委託事業者はやむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更を行う場合は残業代等の追加コストに見合った契約の見直しを行うなど、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益になるような取引若しくは要請を行わないように留意することが求められる。

7. 自主行動計画のフォローアップと本行動計画の改訂

一般社団法人信号工業協会は、会員各社の取引適正化を図るため、本行動計画の周知徹底を継続的に行うと共に、取組状況の把握に努め必要であれば本行動計画の改訂を行う。

8. パートナーシップ構築宣言

会員各社は、政府において創設された「パートナーシップ構築宣言」の仕組みへの積極的な賛同と実施を通じて、パートナーとの良好な関係の構築を推進することを目指すものとする。

付則

1. 本計画は、2026年3月25日より実施する。

以上